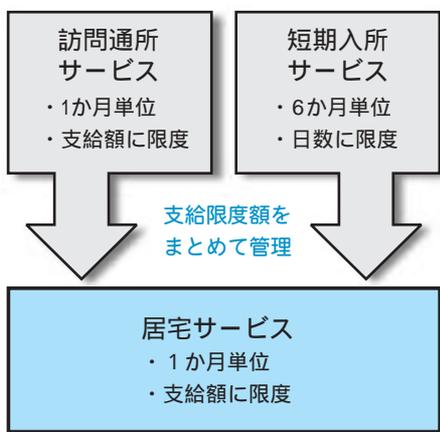


短期入所サービスが 利用しやすくなりました

平成14年1月から、介護保険の訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額が一つになり、短期入所サービスが使いやすくなりました。

これまで、短期入所サービスは、認定結果の有効期間（原則は6か月）ごとに利用できる日数の上限が決められていました。今回の改正でその上限がなくなり、支給限度額の範囲内で毎月利用できるようになりました。

訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額は、いままで別に定められていましたが、これを居宅サービスとして一つにまとめ、統一して1か月単位で管理することになります。これにより、短期入所サービスの利用可能日数が拡大



され、1か月の支給限度額の範囲内ならどちらのサービスも自由に選んで利用できます。利用者負担は、従来どおり保険対象費用の1割です。

平成13年12月以前に認定を受けていて、平成14年1月以降の有効期間をもっている人は、「介護保険被保険者証」に記載されている短期入所サービスの支給限度額が1月から読み替えられて新しい制度が適用されます。「介護保険被保険者証」は、認定の有効期間が終わるまでそのまま使えます。

短期入所サービスは、あくまでも家庭で自立した生活を送ることを目的にした在宅サービスです。利用するときには、特に次の点に注意してください。詳しいことは、担当の居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）に確認してください。

- ・短期入所サービスの連続した利用は、30日までです。30日を超えた利用は、保険給付の対象とはならず、全額を自己負担しなくてはなりません。
- ・連続して30日を超えない利用でも、短期入所サービスの利用は、要介護認定などの有効期間のおおむね半分を超えないことが目安となっています。

問い合わせ先 市介護福祉課（平田町・福祉保健センター2階） ☎(23)96660番 F AX ☎(26)1768番

利用団体・ボランティアスタッフを募集します

（仮称）ひこね市民活動センター

市では、かねてから市民の皆さんと行政のパートナーシップ（協働）による市政運営を目指しています。その施策の一環として、旧滋賀大学教員宿舎（金亀町）の改修を実施し、市民団体などの活動拠点として整備しました。

この施設は、市が活動の場を提供し、運営については市内で活動するNPO（非営利民間組織）ボランティア団体などが自主的・主体的に行うことといたしております。

このため、昨年7月に（仮称）ひこね市民活動センター運営協議会委員を募集し、（社）彦根青年会議所を中心にしてこの活動拠点の運営のあり方や利用方法などを検討していただいているところです。

同センターのオープニングセレモニー準備や運営スタッフの確保を目的に、次のとおり利用団体およびボランティアスタッフを募集します。

利用期間 5月1日～10月31日（4月は準備期間）

利用条件 団体については、市民活動団体であり、センターの運営・管理に積極的に携われること



2月16日(土)・17日(日)、現地で説明会を実施します。

募集期間 2月1日(金)～同28日(木)

応募方法 電話、FAXまたはEメールで住所、氏名、連絡先、団体の場合は団体名と代表者名、連絡先をお知らせください。

応募・問い合わせ先

（社）彦根青年会議所内「（仮称）ひこね市民活動センター運営協議会事務局」 ☎(22)7522番、FAX ☎(22)9018番、E-mail: hikonejc@pop.biwake.jp、〒住民自治課 ☎(22)1411番 内線102番、FAX ☎(22)1398番